令和９・１０年度　　書面申請用

建設工事の入札参加資格審査
申　請　の　手　引

※　書面申請をされる方は、この手引を確認の上、誤り・記入漏れ等がないように注意してください。

建設工事の入札参加資格審査の申請は、**原則として電子申請**により行ってください。電子申請は、電子入札用のＩＣカードを利用するほか、ＩＣカードがなくとも、商号又は名称と利用者登録番号により利用することができます。

詳しくは、広島県電子自治体推進協議会の電子入札運営部会のホームページを御覧ください。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html

書面申請は、やむを得ない場合のみとしてください。

廿　日　市　市

目　　次

第１　資格審査の申請手順等 3
１　資格審査 3
２　申請書類の提出先及び申請期間 3
３　提出方法 3
４　申請資格 4
５　必要な経営事項審査の総合評定値通知書 5
６　入札参加資格の通知等 6
７　入札参加資格の取消し 6
８　提出書類一覧表（資格審査申請書等） 6
９　個人情報の保護 9
１０　補正 9
１１　申請事項の変更の届出 9
１２　その他 10
第２　提出書類の記入要領 11
１　共通事項 11
２　一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）　（様式第２号・１枚目） 11
３　一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）　（様式第２号・２枚目） 14
４　営業所一覧表　（様式第３号） 14
５　技術職員名簿　（様式第６号） 15

第１　資格審査の申請手順等

１　資格審査

令和９年度及び令和10年度に廿日市市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）をもって、原則として電子により申請するものとし、やむを得ない場合に限り書面申請を行ってください。

※　利用者登録番号、電子入札用のＩＣカードをお持ちの方は、電子申請を行ってください。

※　廿日市市総務部契約課（以下「契約課」という。）で行う入札に参加するためには、広島県電子入札システムへの登録が必要です。登録に関する情報は、次の広島県のページを参照してください。

広島県の調達情報　電子入札等トップページ　事前準備の概要

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html

２　申請書類の提出先及び申請期間

(1)　提出先

廿日市市 総務部 契約課

〒738-8501　広島県廿日市市下平良一丁目11番１号（廿日市市役所５階）

TEL　0829-30-9108（直通）

(2)　申請期間及び受付時間

ア　申請期間

令和８年 11 月６日(金)から令和８年 11 月 30 日(月)まで（閉庁日を除く。）

イ　持参による提出の受付時間

午前　9:00～11:00

午後　1:00～ 3:00

※　申請期間を過ぎると受け付けることはできません。必ず期間中に申請してください。

３　提出方法

(1)　提出部数

資格審査申請書等　１部

(2)　提出方法

郵送又は持参により提出してください。

ア　郵送による提出

(ｱ)　封筒に「**入札参加資格審査申請書類 在中**」と記載した上で、「８　提出書類一覧表（資格審査申請書等）」に掲げる提出書類を、**申請期間内に必着**で提出してください。**申請期間後は、申請を受理しません。**

(ｲ)　郵送で申請し、受付印を押印した「競争入札参加資格申請審査提出書類一覧（受付票）」の返送を希望する場合は、資格認定通知用の封筒とは別に、受付票返信用の封筒（長形３号封筒に返送先を記入）に 110 円切手を貼付し、同封してください。受付票返信用封筒の同封がない場合は、受付票の返送は行いません。

イ　持参による提出

受付時間内に提出先へ持参してください。その場で基本事項を確認しますので、内容を説明できる方がおいでください。

4　申請資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

(2)　申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による許可を受けていない者（別表参照）

(3)　申請しようとする業種について、建設業法第 27 条の 23 第１項の規定による経営事項審査（「５必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり。以下「必要な経営事項審査」という。）を受けていない者

(4)　(3)で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者

(5)　廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第２条の各号に該当する者

(6)　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、廿日市市に納付すべき市税の滞納がある者

(7)　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者

(8)　経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は廿日市市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。

(9)　プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

(10)　次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）

ア　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

イ　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ウ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

別表　　入札参加資格審査の申請に係る資格の区分について

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事

とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロツク工事	タイル・れんが・ブロツク工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

５　必要な経営事項審査の総合評定値通知書

必要な経営事項審査の総合評定値通知書
令和７年４月１日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの。 ※　「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。ただし、令和８年７月１日以降に申請された総合評定値通知書については、この限りではない。

※１　「審査基準日」とは、次のとおりです。（以下同じ。）

(1)　経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日

(2)　合併時、譲渡時、分割時（以下「合併時等」という。）経審など特殊経審の場合は合併時等

※２　経営事項審査を申請中の者は、入札参加資格申請はできません。

※３　「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんので御注意ください。

(1)　雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2)　健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

６　入札参加資格の通知等

(1)　入札参加資格の通知

ア　審査の結果、資格の認定をした者の一覧（以下「資格者名簿」という。）を契約課窓口及び市ホームページで公表しますので、御了承ください。また、この資格者名簿の公表をもって、審査結果の通知を行ったものとします。

資格者名簿によって公表する内容は、商号又は名称、主たる営業所の所在地、電話番号、登録業種、平均完成工事高、許可区分、総合評点、格付、委任先の営業所名、所在地、電話番号及び登録業種です。

イ　特段の理由があり、審査結果の通知を紙で受取ることを希望する場合は、110円切手を貼付の上で、送付用の封筒（長形３号）を契約課へ提出してください。申請期間内**必着**とします。封筒には受取人の宛先を記入し、敬称は「様」か「御中」を使用してください。（「行」や「宛」は使用しないでください。）

なお、行政書士に依頼した場合など、申請者と受取人が異なるときは、申請者名がわかるよう、宛名欄外等に申請者名の記載をお願いします。**封筒に会社名が入っていたとしても、記載は省略しないでください。**記載がない場合、返信用封筒を提出されていても、認定通知書を送付できないことがあります。

ウ　審査結果の通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。

(2)　入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和11年３月31日までとします。ただし、この資格は、有効期間以降においても、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱（平成26年告示第44号）第５条第１項の規定により受付を行う次期の入札参加資格の認定の日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可がなくなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

７　入札参加資格の取消し

(1)　入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合には、認定した入札参加資格を取り消すことがあります。

(2)　入札参加資格の取消しを受けた者は、令和９年度及び令和10年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和11年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く。）

８　提出書類一覧表（資格審査申請書等）

・　提出書類は、次の表のとおりとします。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

・　提出書類については、入札参加資格に係る審査を申請する日を基準日とし作成してください。
・　○印は提出を必要とするものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示します。
・　第１項から第14項までの書類は、第16項のＡ４サイズフラットファイルにつづり、提出してください。
・　受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを１部作成し、様式第２号・２枚目に記入する申請事務担当者が保管してください。
・　提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、Ａ４版に調製したものを提出してください。
・　代理の方に申請を依頼される場合には、申請に来られる方が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。窓口での受付中に電話での確認等を行いますと、多くの方に迷惑がかかります。御協力ください。
・　入札参加資格申請に関する申請書類（様式第１号の受付票を除く。）はお返ししません。

項	提出書類	様式番号	備考
1	**競争入札参加資格審査申請提出書類一覧（受付票）** ・　商号又は名称を記入し、事前に提出書類を確認し、太枠内に○印を記入してください。	**様式第１号**	**○**
2	**必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し** ・　国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「建設業法施行規則」という。）第21条の４の総合評定値通知書の写し ・　総合評定値の記載のあるもの ・　「５　必要な経営事項審査の総合評定値通知書」に示す条件を満たしたもの		**○**
3	**一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）**	**様式第２号** **(1枚目・2枚目)**	**○**
4	**営業所一覧表** ・　廿日市市を管轄する営業所等について記入してください。 ・　第６項の委任状の提出がない場合は不要です。	**様式第３号**	**△**
5	**誓約書** **・　原本提出。写し不可。** ・　実印を押印してください。	**様式第４号の１**	**○**
6	**委任状** **・　原本提出。写し不可。** ・　本店の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出してください。 ・　委任先は１か所のみとします。また、委任状に記載された委任事項の一部のみを選択して委任することはできません。	**様式第４号の２**	**△**
7	**専任技術者証明書(営業所技術者等証明書)又は専任技術者一覧表(営**		**△**

	業所技術者等一覧表)の写し ・　建設業許可を有し、第６項の委任状を提出する場合のみ、受任者の資格確認のため、受任者の所属する営業所等について、建設業許可申請書又は変更届出書に添付した、専任技術者証明書（建設業法施行規則別記様式第８号）**又は専任技術者一覧表**（建設業法施行規則別記様式第１号別紙４）の写し(受任者の所属する営業所等の専任技術者が記載されたもの)を提出してください。		
8	**技術職員名簿** ・　様式第６号によらず、直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙２の技術職員名簿の写しに、朱書きで加除訂正を行って申請日現在の状況を示すようにしたものでも可。	**様式第６号**	○
9	**登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）** ・　**発行から３か月以内のもの。**写しも可。 ・　法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」） ・　個人…本籍地のある市区町村が発行した身分証明書		○
10	**使用印鑑届** ・　**原本提出。写し不可。** ・　**第６項の委任状の提出がある場合は必ず提出してください。** ・　実印と使用印を押印し、入札、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する場合は不要です。 ・　使用印鑑は、代表者（支店、営業所等の長に権限を委任する場合は、支店、営業所等の長）の印としてください。	**様式第５号**	△
11	**印鑑証明書** ・　**発行から３か月以内のもの。原本提出。写し不可。** **※ただし、２種類以上の申請があり、同封して提出の場合のみ原本を１通添付すること（原本添付以外の申請については写しでも可）。** ・　法人…本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書 ・　個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書		○
12	**建設業許可申請書の写し** ・　**更新手続中の場合のみ提出してください。** ・　直近に申請した受付印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則に定める別記様式第１号及び別紙二（２）)の写し		△
13	**廿日市市発行の滞納がない証明書** ・　**発行から３か月以内のもの。原本提出。写し不可。** **※ただし、２種類以上の申請があり、同封して提出の場合のみ原本を１通添付すること（原本添付以外の申請については写しでも可）。** ・　市税（延滞金を含む。）について、滞納がないことを証明したもの ・　廿日市市役所１階税制収納課又は各支所で発行しています。 ・　**廿日市市に納税義務がある方のみ提出してください。**		△

14	**消費税及び地方消費税の納税証明書** ・ **発行から３か月以内のもの。**写しも可。 ・ 未納の税額がないことを証明したもの ・ **課税されていない場合も提出してください。** ・ 法人… 本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第９号その３、又はその３の３による納税証明書 ・ 個人… 本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第９号その３、又はその３の２による納税証明書 ・ 納税証明書のオンライン請求については、次のホームページを参照してください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/		○
15	**資格認定通知用の封筒** ・ 書面での通知を希望する者に限る。 ・ 長形３号の封筒に110円切手を貼付し、郵便番号及び送付先を記載して、宛先に「様」又は「御中」を明記してください。		△
16	**Ａ４サイズフラットファイル** ・ ２穴とじ、色指定なし ・ 提出書類をつづり、背表紙に商号又は名称を記入してください。		○

９ 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

１０ 補正

(1) 申請書の内容に不明点がある場合には、申請書記載の担当者又は持参いただいた方に確認します。問合せに対応できるよう提出書類の控えを作成し、保管してください。

(2) 提出書類に記載誤りや不足等の不備がある場合には、窓口、電話等で補正の指示をします。（軽易なものであれば市が訂正することもあります。）

(3) 補正の指示を受け、補正がされない場合には、申請を受理することができませんので御注意ください。

１１ 申請事項の変更の届出

申請書提出後に次の事項に変更が生じたときは、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」を提出してください。

(1) 商号又は名称

(2) 本店の所在地

(3) 営業所等の名称

(4) 営業所等の所在地

(5) 本店又は営業所等の電話番号等

(6) 登録の更新、変更、廃業等

(7)　代表者
(8)　受任者
(9)　契約権限等の委任を伴う営業所等の新設
(10) 実印
(11) 契約印（使用印）
(12) 経営事項審査結果通知書等
(13) 営業所専任技術者

１２　その他

(1)　随意契約を行う場合であっても原則として資格の認定を受けている方を対象としていますので、取引を希望される方は申請をしてください。
(2)　業種によっては、有効期間中全く入札等がないこともあります。また、指名競争入札及び随意契約において必ず指名されるとは限りません。

第２　提出書類の記入要領

１　共通事項

(1)　申請年月日は、提出日を記入してください。

(2)　提出書類は、**建設業法上の主たる営業所（本店・本社）で作成して提出してください。**

したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の実印を「実印」の箇所へ押印してください。

また、登記簿上の本店と主たる営業所が異なる場合は、**両方を併記**してください。

(3)　提出書類の作成に当たっては、各様式に定めのあるものを除き、資格審査の申請日を基準として作成してください。

(4)　申請書類の記入については、ペン・ボールペンで行っていただくほか、シートに内容を入力後、印刷した紙での申請も可能です。

２　一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）　（様式第２号・１枚目）

(1)　「０１　新規・更新の区分」

新規に申請する場合は「１」を、過去に廿日市市の入札参加資格の認定を受けたことがある場合は「２」を記入してください。

(2)　「０２　法人・個人の区分」

該当する番号（１．法人　２．個人）を記入してください。

(3)　「０３　法人番号」

法人の場合、国税庁から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づいて指定された**13桁の法人番号**を記入してください。

個人の場合（法人番号の指定対象になっていない方）は空白としてください。マイナンバー（個人番号）は記入しないでください。

(4)　「０４　商号又は名称（フリガナ）」

フリガナは全角カタカナで記入してください。なお、株式会社等の法人の種類を表す文字については、フリガナは不要です。

(5)　「０５　商号又は名称（漢字等）」

ア　株式会社等の法人の種類を表す文字は、次の表の略号を用いて記入してください。

イ　括弧もそれぞれ１字とし、全角で記入してください。

【例】　株式会社の場合　　（株）　→正しい

㈱　→誤り

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（合）	（責）

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	（一財）	（一社）	（公財）	（公社）	（特財）	（特社）

(6) 「０６　代表者役職（漢字等）」

代表者の役職を全角で記入してください。

(7) 「０７　代表者氏名（漢字等）」

代表者の名前を姓と名との間は１文字空けて記入してください。

(8) 「０８　郵便番号」

建設業法上の主たる営業所の郵便番号を「－（ハイフン）」で結んで半角で記入してください。

(9) 「０９　所在地」

建設業法上の主たる営業所の所在地を都道府県名から全角で記入し、「丁目」、「番地」、「番」及び「号」は、「－（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

都道府県名及び市町村名等を必ず記入してください。

【例】　広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号「廿日市市役所５階」の場合

「０９　所在地」の欄　広島県廿日市市下平良１－１１－１

「０９　所在地」下段「（ビル名等）」の欄　廿日市市役所５階

(10) 「１０　電話番号」及び「１１　ＦＡＸ番号」

建設業法上の主たる営業所の電話番号及びＦＡＸ番号を市外局番から「－（ハイフン）」で結んで半角で記入してください。

(11) 「１２　Ｅメールアドレス」

ア　建設業法上の主たる営業所のメールアドレスを左詰めで記入してください。

イ　業務上の連絡に対応できるアドレスを記入してください。

ウ　「大文字」、「小文字」、「－（ハイフン）」、「＿（アンダーバー）」、「．（ドット）」等は明確に記入してください。

エ　必ず「主たる営業所」のアドレスを記入してください。「主たる営業所」においてＥメールアドレスがない場合は記入不要です。

（営業所が連絡先になる場合は、「様式第３号　営業所一覧表」に記入してください。）

(12) 「１３　Ｅメールアドレス区分」

該当する番号（１．法人用　２．担当者用）を記入してください。「１２　Ｅメールアドレス」に記入していない場合は空白のままとしてください。

(13) 「１４　委任関係の有無」

本店の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に対し入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合は「１」を、継続して委任しない場合は「２」を記入してください。

なお、「１」を記入した場合は、委任状及び使用印鑑届を併せて提出してください。

(14) 「１５　現在の建設業の許可番号」

ア　申請日現在、許可を受けている最新の建設業の許可番号、許可年月日を記入してください。年月日は和暦とし、元号を、「平成→４、令和→５」のいずれかの数字で記入してください。

イ　右詰めで、余白を０で埋めて記入してください。

【例】　広島県知事許可「第９９９９９号」の方の許可年月日が令和元年９月30日の場合、

〈大臣・知事コード〉欄には「 3 4 」と、〈許可番号〉欄には「 0 9 9 9 9 9 」と、

〈最新の許可年月日〉欄には「 5 0 1 年 0 9 月 3 0 日 」と記入してください。

大臣・都道府県知事コード

国土交通省	００	群馬県	１０	長野県	２０	和歌山県	３０	福岡県	４０
北海道	０１	埼玉県	１１	岐阜県	２１	鳥取県	３１	佐賀県	４１
青森県	０２	千葉県	１２	静岡県	２２	島根県	３２	長崎県	４２
岩手県	０３	東京都	１３	愛知県	２３	岡山県	３３	熊本県	４３
宮城県	０４	神奈川県	１４	三重県	２４	広島県	３４	大分県	４４
秋田県	０５	新潟県	１５	滋賀県	２５	山口県	３５	宮崎県	４５
山形県	０６	富山県	１６	京都府	２６	徳島県	３６	鹿児島県	４６
福島県	０７	石川県	１７	大阪府	２７	香川県	３７	沖縄県	４７
茨城県	０８	福井県	１８	兵庫県	２８	愛媛県	３８		
栃木県	０９	山梨県	１９	奈良県	２９	高知県	３９		

(15) 「１６　経営事項審査申請書記載の許可番号」

提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている許可番号と、「１５　現在の建設業の許可番号」で記入した許可番号が異なる場合にのみ記入してください。

(16) 「１７　提出する経営事項審査申請書の審査基準日」

提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている審査基準日を記入してください。

(17) 「１８　広島県内営業所の有無」

県内に建設業法上の従たる営業所がある場合に「１」を、ない場合は「２」を記入してください。

(18) 「１９　営業年数」

入札参加希望業種に係る事業の開始日（２業種以上のときは最も早い開始日）から申請日までの期間（１年未満の端数は、これを切り捨てます。）を記入してください。

(19) 「２０　総職員数」

資格審査の申請日において、申請者が常時雇用している従業員数を記入してください。

(20) 「２１　廿日市市への納税義務の有無」

該当する番号（１．あり　２．なし）を記入してください。なお、市内に営業所がないなどの理由で廿日市市税の納税義務がない場合は、「２」を記入してください。

３　一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）　（様式第２号・２枚目）

(1)　「２２　入札参加資格の審査を希望する業種」

ア　**入札参加資格の審査を希望する業種について、提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されている事項を記入してください。**

イ　**年間平均完成工事高のない業種については、認定できません。**

(2)　「申請事務担当者」

当該申請書の作成等、申請事務を実際に担当した者の所属部署名、担当者氏名、連絡先の電話番号及びＦＡＸ番号を記入してください。なお、行政書士等代理人の方が作成等された場合は、欄外の余白に作成者の氏名及び連絡先の電話番号を記入してください。

４　営業所一覧表　（様式第３号）

本店（主たる営業所）の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合のみ記入してください。

なお、**委任先は１か所のみとします。**

(1)　「０１　営業所名称（フリガナ）」

会社名は記入せず、「～支店」、「～営業所」のみ全角カタカナで記入してください。

(2)　「０２　営業所名称（漢字等）」

会社名は記入せず、「～支店」、「～営業所」のみ全角で記入してください。

(3)　「０３　郵便番号」

当該営業所の郵便番号を「－（ハイフン）」で結んで半角で記入してください。

(4)　「０４　営業所所在地」

所在地は都道府県名から全角で記入し、「丁目」、「番地」、「番」及び「号」は、「－（ハイフン）」を用いて記入してください。また、ビル名等は下欄に記入してください。

記入例については、第２の２の(9)を参考にしてください。

(5)　「０５　受任者役職」

受任者の役職を全角で記入してください。

(6)　「０６　受任者氏名（漢字等）」

受任者の名前を姓と名との間は１文字空けて全角で記入してください。

(7)　「０７　電話番号」及び「０８　ＦＡＸ番号」

当該営業所の電話番号及びＦＡＸ番号を市外局番から「－（ハイフン）」で結んで半角で記入してください。

(8) 「０９　Ｅメールアドレス」

メールアドレス中、「大文字」、「小文字」、「－（ハイフン）」、「＿（アンダーバー）」、「．（ドット）」等は明確に記入してください。なお、メールアドレスがない場合は、空白のままとしてください。

(9) 「１０　Ｅメールアドレス区分」

該当する番号（１．法人用　２．担当者用）を記入してください。「０９　Ｅメールアドレス」に記入していない場合は空白のままとしてください。

(10) 「１１　営業所が許可を受けている業種」

様式第２号・２枚目の「２２　入札参加資格の審査を希望する業種」の欄で記入した業種のうち、当該営業所で許可を有し、資格の認定を希望する業種について、一般建設業の場合は、「１」を記入し、特定建設業の場合は「２」を記入してください。

また、業種の略号については、様式第２号・２枚目の「２２　入札参加資格の審査を希望する業種」を参照してください。

※　資格の認定を希望しない業種については、許可を有していても、記入しないでください。

５　技術職員名簿　（様式第６号）

(1)　「生年月日」欄の「元号」欄については、明治→「１」、大正→「２」、昭和→「３」、平成→「４」を入力してください。

(2)　「有資格区分コード」欄及び「実務経験者担当業種コード」欄については、技術職員資格区分コード表及び実務経験者担当業種コード表を参考に記入してください。

(3)　行が足りない場合は、行の挿入等を行ってください。

直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙２の技術職員名簿の写しに、朱書で加除訂正を行って申請日現在の状況を示したもので様式第６号の提出に代えることができます。